

平成26年2月3日

様

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に  
関する特別措置法の遵守依頼について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、貴会会員施設等  
へ周知くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部介護福祉課

事業者指導係 黒田

TEL：099-286-2676

FAX：099-286-5554

メール：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

(参考)

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）  
<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/gl1.pdf>
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）  
<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/gl2.pdf>
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）  
[http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130910\\_3\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130910_3_2.pdf)
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）  
<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/pdf/gl3.pdf>

関係省庁から関係事業者等への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年11月付 20131008中第5号経済産業大臣及び公取取第238号公正取引委員会委員長通知）  
<http://www.meti.go.jp/press/2013/11/20131115006/20131115006-2.pdf>
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成25年11月15日付消表対第522号消費者庁表示対策課長通知）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/131217bettenn2.pdf>
- 「消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について」（平成25年12月27日付障企発1227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老振発1227第1号老健局振興課長通知）（別添のためハイパーリンクなし）

パンフレット

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成25年10月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）  
[http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/tenka\\_pamphlet.pdf](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/tenka_pamphlet.pdf)
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成25年10月 中小企業庁）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131008syoughizei.pdf>

老高発0116第1号  
老振発0116第1号  
老老発0116第1号  
平成26年 1月16日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)  
振興課長  
(公印省略)  
老人保健課長  
(公印省略)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を  
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)」において、平成26年4月1日から消費税率(地方消費税を含む。以下同じ。)を5%から8%に引き上げることとされており、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)」が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、関係省庁から関係事業者等に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の老人福祉・介護事業者等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切にご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方(平成25年9月10日 公正取引委員会)
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方(平成25年9月10日 消費者庁)
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方(平成25年9月10日 消費者庁)
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方(平成25年9月10日 財務省)

関係省庁から関係事業者等への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）
- 「消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 12 月 27 日付障企発 1227 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老振発 1227 第 1 号老健局振興課長通知）（別添）

パンフレット

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

以上